

議第160号

調停の成立について

次のように調停を成立させる。

平成24年11月26日提出

京都市長 門川 大作

事 件 名	京都家庭裁判所平成24年（家イ）第162号遺留分減殺請求申立事件
申 立 人	
事 件 の 内 容	<p>申立人の被相続人である 〇〇〇 は、平成8年5月16日、 〇〇〇 及び 〇〇〇 の土地並びにこれらの土地に存する建物（以下「本件不動産」という。）について、本市との間で自らの死亡を始期とする贈与契約を締結した。</p> <p>その後、平成22年4月16日、 〇〇〇 が死亡したため、本件不動産の所有権移転の登記の進めていたところ、申立人から、本市に対し、遺留分減殺請求が行われ、申立人が本件不動産につき2分の1の持分を有することを確認するとともに、申立人が本件不動産を相当期間利用することを認めること等を求める調停が申し立てられたものである。</p>
	<ol style="list-style-type: none">1 申立人と本市は、本市が被相続人 〇〇〇 から本件不動産を死因贈与により取得したことを確認する。2 申立人は、本市に対し、本件不動産につき、平成8年8月5日京都地方法務局受付第26608号により登記されている始期付所有権移転仮登記について、平成22年4月16日贈与を原因とする所有権移転登記手続をする。ただし、登記手続費用は本市の負担とする。

調停の内容

- 3 申立人は、本市に対する遺留分減殺請求権を放棄する。
- 4 本市は、申立人に対し、申立人が上記建物について、本調停成立の日から平成25年6月30日までの間、無償で使用することを認める。
- 5 申立人と本市は、前項の使用貸借契約について、別途契約書を作成する。ただし、使用貸借期間中の上記建物の保存及び修繕の費用は、事由及び名目の如何を問わず申立人の負担とする。
- 6 申立人は、本市に対し、平成25年6月30日限り、上記建物を返還する。
- 7 申立人が前項の返還義務を怠った場合は、申立人は、本市に対し、平成25年7月1日から返還済みまで月額87,232円（1箇月に満たない期間については、1箇月を30日として日割計算する。）の割合による損害金を支払う。
- 8 申立人が本市に対し、上記建物を返還した後は、本市は、上記建物を町並み保存館的施設を念頭に「公共の用に供する施設」として有益に活用するために、速やかな開設を目指すものとする。また、申立人は、本市に対し、随時進捗状況を尋ねることができ、本市は、申立人に対し誠意をもって回答することとする。
- 9 本市は、社会経済状況が大きく変化しない限り、本件不動産を売却しないこととする。
- 10 申立人と本市は、本調停条項に定めるほか、本件に関し何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 11 調停費用は、各自の負担とする。

提案理由

調停を成立させる必要があるので提案する。